

重点施策① 広域的な普及啓発

現行計画

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、「誰もが当事者となり得る重大な問題であること」について都民の理解促進を図ります。

また、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていける人材を育成するため、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

- 自殺対策強化月間における普及啓発（「自殺防止！東京キャンペーン」）
自殺対策強化月間（9月・3月）に合わせ、自殺対策の普及啓発媒体を作成・配布するとともに、都のホームページや広報紙など様々な広報媒体を活用し、都民に自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

これまでの主な取組

- チラシ・ポスター等による広域的な普及啓発
 - （1）区市町村・関係機関を通じて、キャンペーンチラシを配布
 - （2）鉄道会社等と連携し、都内各駅等でポスターや画像を掲出
 - （3）「しにたい」などと検索した方に相談窓口を案内する検索連動型広告や、自殺対策の知識等の普及啓発を図るWEB広告等、インターネットを通じた広報を実施
 - （4）自殺につながるような悩みを抱える方に気づき、対応をする「ゲートキーパー」の啓発動画について、各種媒体（電車内、映画館、理美容店等）を用いて掲出
- 区市町村と連携し、街頭等において啓発物を配布
- 自殺対策基本法が定める自殺対策強化月間に合わせて、都有施設等のライトアップを実施
- 民間団体等と連携し、自殺対策強化月間に合わせて東京都自殺相談ダイヤルの相談受付時間の延長等を実施

見直しの視点

- 国民のインターネットの利用率が8割を超えるとともに、スマートフォンの普及が進むなど、デジタル利用環境が著しく進展している中、自殺対策として効果的な普及啓発のあり方を考えるべきではないか。
- 紙ベースの普及啓発物については、URLパラメータを付したQRコードを通じた「こころといのちのほっとナビ」へのアクセス件数等を踏まえ、媒体を精査すべきではないか。

東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ～へのアクセス件数

R3.5までは局で実施しているホームページアクセス件数
 R3.6以降はGoogleアナリティクスによるセッション数
 (Googleが提供するアクセス解析ツール)
 * 「職員除」で抽出

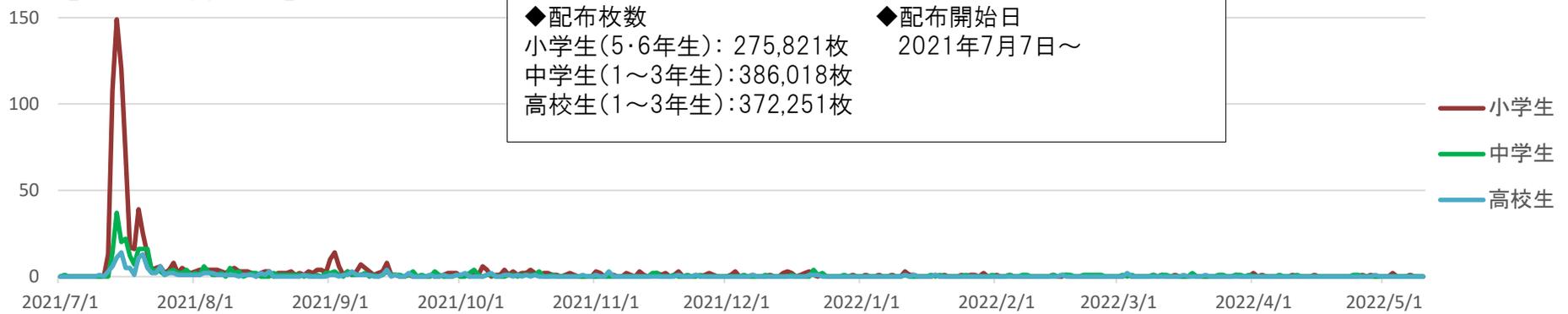
令和3年 4月	令和3年 5月	令和3年 6月	令和3年 7月	令和3年 8月	令和3年 9月	令和3年 10月	令和3年 11月	令和3年 12月	令和4年 1月	令和4年 2月	令和4年 3月	合計
7,503	28,165	30,562	27,305	36,789	47,256	67,320	50,113	50,048	46,260	39,868	48,548	479,737

自殺対策強化月間

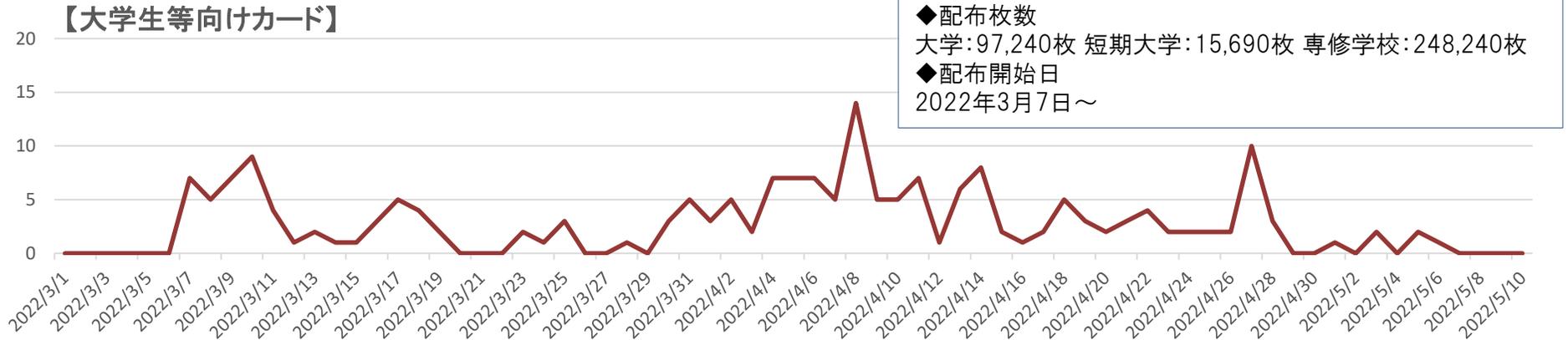
自殺対策強化月間

令和3年度発行の紙ベースのパンフレット・リーフレットからのURLパラメータ実績（ここナビへのアクセス数）

【ポケット相談メモ】



【大学生等向けカード】



※Googleアナリティクスによる分析

検索連動広告、ウェブ広告の実績（令和3年度）

CV:コンバージョンの略
 WEB広告では一般的に広告に対して、商品やサービスが売れた数がCV値
 「自殺対策リスティング広告」での計測は、
 ・キーワード検索で広告が表示され（表示回数）、
 その広告文をクリックした場合（クリック数）「ここナビ」HPに遷移する
 ・HP内の「LINEで相談」をクリックした場合はCVとして計測された数値となる。
 ・HP内の「電話で相談」をクリックして電話をかけた場合もCVとしてカウントされる。

◇検索連動広告 令和3年8月～令和4年3月

○Google ターゲット:10代～30代 指定エリア:東京都 性別:男女

○Yahoo! Japan ターゲット:40歳以上の都内からアクセスした全員 指定エリア:東京都

抜粋: 広告内容広告文のCV計測値 :12/1～3/31 : Google : Yahoo!

自殺関連 *それぞれ広告文が異なる	表示回数	クリック数	クリック率	CV	表示回数	クリック数	クリック率	CV
死にたいほどつらいあなたへ ①	19,358	1,003	5.18%	366	4,918	125	2.54%	13
死にたいほどつらいあなたへ ②	146,459	6,671	4.55%	1,289	152,408	3,999	2.62%	276
死にたいほどつらいあなたへ ③	9,083	421	4.64%	90	5,956	174	2.92%	23
暴力計（虐待、DV、性被害） *それぞれ広告文が異なる	表示回数	クリック数	クリック率	CV	表示回数	クリック数	クリック率	CV
暴力にあったあなたへ ①'	340	29	8.53%	11	4,600	115	2.50%	2
暴力にあったあなたへ ②'	467	41	8.78%	12	47,922	203	0.42%	3
暴力にあったあなたへ ③'	57	1	1.75%	0	7,100	36	0.51%	1
一般・様々な悩み	表示回数	クリック数	クリック率	CV	表示回数	クリック数	クリック率	CV
生きることがつらいあなたへ	10,246	437	4.27%	66	182,221	3,591	1.97%	370
がんばることに疲れたあなたへ	21,673	1,135	5.24%	162	659,941	7,059	1.07%	410
こころが疲れたあなたへ	72,298	6,198	8.57%	1,376	394,147	8,931	2.27%	594

◇ウェブ広告令和3年9月～令和4年3月

●YouTube 目標/663,333視聴回数に対して、853,361視聴を獲得し、達成率128.65%

●Twitter 目標/19,900クリックに対して、22,521クリックを獲得し達成率113.17%

●LINE 目標/19,900クリックに対して、56,987クリックを獲得し達成率286.37% ※9月27日～運用開始

実績		9.10月(※)	11月	12月	1月	2月	3月	合計
Youtube	視聴回数	197,796	102,257	118,259	108,754	101,850	224,445	853,361
Twitter	クリック数	4,718	3,069	2,032	3,782	3,316	5,604	22,521
LINE	クリック数	27,662	9,212	5,317	4,974	3,977	5,845	56,987

重点施策② 相談体制の充実

現行計画

心の悩みを抱えている人、自殺を考えている人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口を充実させていきます。

○ 相談窓口・支援体制の充実

自殺相談専門の電話相談窓口を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への積極的な支援を行います。

相談者が利用しやすいよう、対面（来所・訪問）、メールやSNS等、様々な手法による相談体制の構築を図ります。

これまでの主な取組

都の相談窓口は段階的に拡充

（相談時間）

- 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ *対応件数推移は別添参照
平成22年4月15日開始

7月20日～
相談時間延長

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3～
14時～22時	14時～ <u>翌6時</u>										<u>12時</u> ～ <u>翌6時</u>

- LINEを活用した相談窓口（相談ほっとLINE@東京） *対応件数推移は別添参照
平成30年3月19日開始

平成29年度	平成30年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度
H30.3.19～H30.3.31 17時～22時	H30.9.10～R2.3.31 17時～22時	R2.8.20～相談時間変更 <u>15時</u> ～22時	R3.7.20～相談時間変更 15時～ <u>23時</u>

見直しの視点

- 都の相談窓口は、応答率の向上を目的に、段階的に時間・体制を拡充してきたが、特に令和2年度以降、国等による大規模な相談窓口が相次いで開設される中、行政が運営する相談窓口は、どのような役割を果たしていくべきか。

自殺相談ダイヤル相談件数、応答率の推移 平成30年度～

※応答率(カウント方法変更前) (1時間当たりの応答数平均/1時間当たりの応答数平均+放棄数平均) の各時間帯の平均

※応答率(カウント方法変更後) 応答数/アクセス数

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	相談件数	1,612	1,619	1,618	1,602	1,663	1,740	1,720	1,562	1,590	1,580	1,439	1,698	19,443
	応答率	43.4%	41.4%	42.2%	44.0%	42.5%	36.5%	43.6%	45.3%	43.8%	44.9%	42.7%	37.1%	42.0%
平成31年度 (令和元年度)	相談件数	1,580	1,749	1,620	1,695	1,732	1,801	1,725	1,624	1,629	1,721	1,549	1,791	20,216
	応答率	40.4%	39.8%	44.7%	41.5%	41.2%	36.4%	33.3%	44.8%	43.3%	45.4%	43.6%	42.8%	41.1%
令和2年度	相談件数	1,749	1,849	1,660	1,768	1,802	1,947	1,884	1,669	1,794	2,258	1,748	1,986	22,114
	架電件数	4,152	4,621	3,919	4,270	4,517	5,459	5,462	4,120	7,942	8,774	6,144	5,438	64,818
	応答率(旧カウント)	48.5%	44.9%	46.3%	44.6%	43.2%	39.4%	37.2%	44.1%	48.4%				43.5%
	応答率(新カウント)	R2.12.13～ カウント方法変更								24.6%	21.2%	21.2%	25.9%	23.2%
令和3年度	相談件数	1,782	2,001	1,924	2,047	2,313	2,413	2,334	2,166	2,435	2,461	2,173	2,394	26,443
	架電件数	5,065	6,603	6,394	5,768	5,652	6,347	7,655	6,472	6,473	6,534			62,963
	応答率	25.9%	23.5%	22.6%	27.1%	31.3%	30.0%	25.6%	26.8%	28.7%	28.5%			

自殺相談ダイヤルつなぎ(仲介)件数の推移 平成30年度～

平成30年度仲介先 35件

ひまわり1件、医療機関1件、精神保健福祉センター2件、保健所17件、区市町村役所窓口2件、福祉事務所2件、東京都労働相談機関1件、女性相談1件、その他相談機関8件、

令和元年度仲介先 26件

ひまわり2件、医療機関1件、精神保健福祉センター1件、保健所10件、区市町村役所窓口3件、福祉事務所1件、女性相談1件、子ども・ひとり親・青少年3件、その他相談機関3件、その他機関1件

令和2年度仲介先 31件

医療機関3件、精神保健福祉センター1件、保健所12件、区市町村役所窓口5件、福祉事務所4件、仕事・就労関係機関1件、子ども・ひとり親・青少年1件、その他相談機関4件

令和3年度仲介先 集計中

重点施策③ 若年層対策の推進

現行計画

若年層は40歳未満とされますが、小中高校生や大学生などの学生、20歳代から30歳代の社会人など、状況は異なることから、それぞれのライフステージに応じた施策を展開していきます。

ア 学校における取組

○ 命の大切さを実感できる教育の取組

学校において、全ての教員が、生命を尊重する心の育成が自殺予防につながることを十分に理解し、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連の中で、道徳科等の授業等を通して、子供が命の大切さを実感できるよう、計画的に指導していきます。

○ 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の取組

学校において、子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するため、学習指導要領に基づき、学校の実情や小学校段階から高等学校段階までの発達段階に応じ、授業等を通して、SOSの出し方に関する教育について、計画的に指導していきます。

○ 心の健康の保持に係る教育の取組

学校において、学校保健計画等との関連を図りながら、心の健康の保持に係る教育を、計画的に実施します。

○ 児童・生徒への相談の充実

悩みをもつ児童・生徒が身近なところで相談できるよう、スクールカウンセラーの活用などにより相談体制の充実を図ります。
スマートフォン用アプリ及びホームページにより、児童・生徒がいじめについて相談機関へ気軽に相談できるようにするとともに、SNSによるトラブル等に対して適切な対応ができるよう支援します。

○ 教職員に対する理解促進

児童・生徒の自殺を予防するために、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用して研修を行うなど、自殺予防の取組を推進します。

○ リーダーシップの形成

児童・生徒の自殺を予防するために、自殺予防に関する理解促進や、若者の自殺予防に関する専門家による講演等を通して、各校長のリーダーシップによる学校の組織的な取組の徹底を図っていきます。

イ 大学等と連携した取組

○ 若年層向け講演会の実施

大学等と連携し、若者が抱えている悩みや、その悩みをどのように対応していくかを若者自らが考えていくことを目的とした講演会を企画・運営していきます。

ウ 企業における取組

○ 企業経営者等に対する理解促進

20歳代から30歳代の社会人に向けた自殺対策の一環として、企業の経営者や人事担当者等に対する講演会等を通じ、職場全体で自殺対策に取り組む必要性等の理解促進に向けた働きかけを行っていきます。

エ 多様な相談支援

○ SNS自殺相談

若年層に対する自殺防止対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施します。

○ 若者に関する総合相談

若者やその家族を対象として電話やメール、来所による相談を実施し、幅広い分野にまたがる若者の問題の相談を受け付け、確実な見立てを行い適切な支援につなぐことで、若者の自立を後押しします。

これまでの主な取組

ア 学校における取組

- 命の大切さを実感できる教育の取組
各学校において、学習指導要領に基づき実施

- 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の取組
 - ・DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」（平成30年2月 東京都教育委員会）等を活用又は参考にした「SOSの出し方に関する教育」の授業を都内全公立学校で実施
 - ・新型コロナウイルス感染症対策の影響を鑑み、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について全ての児童・生徒に折に触れて指導するよう通知（令和3年度）

- 心の健康の保持に係る教育の取組
各学校において、学習指導要領に基づき実施

- 児童・生徒への相談の充実
 - ・都内全公立小・中学校、高等学校の全課程にスクールカウンセラーを配置
 - ・新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う児童・生徒の心のケアを充実させるため、学校の要請に応じてスクールカウンセラーの追加派遣を令和4年1月から3月に実施
 - ・新型コロナウイルスのワクチン接種に関連するいじめ等について考える漫画形式の教材を新たに開発し、その効果的な活用方法について、都内全公立学校に周知

- 教職員に対する理解促進
区市町村教育委員会担当指導主事等を対象とした連絡会で、教員が「子供のSOSを受け止め、支援する力」を高めるための研修プログラムについて周知

- リーダーシップの形成
 - ・都内全公立学校の校長を対象とした連絡会を実施し、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けて周知徹底
 - ・令和3年度は、4月、5月、7月、8月、12月、2月に計6回、各学校に対して、学校組織全体で児童・生徒の自殺予防の取組を確実に実施することや、気になる様子が見られる児童・生徒に丁寧に声掛けすることなど徹底するよう通知

これまでの主な取組（続）

イ 大学等と連携した取組

○ 若年層向け講演会の実施

毎年、若者が抱えている悩みや、その悩みにどのように対応していくかを若者自らが考えていくこと等を目的とした講演会を開催（令和3年度は「10代の「死にたい」気持ちに向き合う」をテーマに、オンライン講演会を開催）

ウ 企業における取組

○ 企業経営者等に対する理解促進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの事業者で在宅勤務やテレワークが急速に普及し、管理者が従業員の不調に気付きにくい状況になっている中で、新卒や中途採用の従業員、コロナ禍の新しい働き方に馴染めない従業員が、メンタルヘルスの不調を抱えている事例が数多くあることを踏まえ、令和3年度は従業員の年齢層（若年従業員／中高年従業員）に即したメンタルヘルスケアのあり方と自殺防止対策をテーマに、オンライン講演会を開催。

エ 多様な相談支援

○ SNS自殺相談

都の相談窓口は、開設以来、段階的に時間・体制を拡充

*現在の相談受付体制 15時～23時

○ 若者に関する総合相談

*若ナビα（アルファ）：若者やそのご家族等を対象とした無料相談窓口

令和2年6月からSNS相談を開始

令和3年5月からオンラインを活用した面接相談等を開始

令和4年4月から、相談時間を延長

○ 東京都教育相談

見直しの視点

○ 若年層には、児童・生徒・学生や就職初期～中堅層の労働者等、多様な属性が含まれるため、訴求対象ごとの取組が必要ではないか。

○ 都においては、児童・生徒等の自殺者のうち大学生・専門学校生等の自殺が占める割合が全国と比較して多いため、若年層の中でも特に当該層に向けた取組を強化すべきではないか。

「SNS自殺相談」実績

対応件数等（平成30年度～令和3年度）

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	アクセス数						1,070	647	512	404	371	312	1,073	4,389
	対応件数						596	492	406	335	310	280	781	3,200
	対応率						55.7%	76.0%	79.3%	82.9%	83.6%	89.7%	72.8%	72.9%
平成31年度 (令和元年度)	アクセス数	1,562	1,028	629	1,360	1,519	3,021	1,029	648	560	608	478	1,333	13,775
	対応件数	737	611	471	723	690	982	638	489	484	490	415	898	7,628
	対応率	47.2%	59.4%	74.9%	53.2%	45.4%	32.5%	62.0%	75.5%	86.4%	80.6%	86.8%	67.4%	55.4%
令和2年度	アクセス数	1,218	1,047	1,213	1,480	1,392	1,374	1,208	1,060	918	1,208	1,751	1,927	15,796
	対応件数	751	716	839	987	1,029	1,096	927	858	745	909	1,028	1,324	11,209
	対応率	61.7%	68.4%	69.2%	66.7%	73.9%	79.8%	76.7%	80.9%	81.2%	75.2%	58.7%	68.7%	71.0%
令和3年度	アクセス数	1,376	2,748	2,975	3,317	3,863	3,563	3,658	2,953	2,519	3,363			30,335
	対応件数	998	1,309	1,313	1,413	1,411	1,497	1,384	1,321	1,257	1,349			13,252
	対応率	72.5%	47.6%	44.1%	42.6%	36.5%	42.0%	37.8%	44.7%	49.9%	40.1%			43.7%

令和2年4月～8月19日：17時～22時（受付は21時30分まで）、令和2年8月20日以降：15時～22時（受付は21時30分まで）

令和3年7月20日以降：15時～23時（受付は22時30分まで）

重点施策④ 職場における自殺対策の推進

現行計画

東京都は、他道府県と比較して企業が集積しており、労働者が多いため、職域における自殺対策の取組を推進していきます。

○ メンタルヘルス対策等の推進

職場におけるメンタルヘルス対策（心の健康づくり）を推進するため、実践的な内容の講座を労働者向け、使用者向けにそれぞれ特化してきめ細かく実施します。

企業の労務担当者や労働者などを対象に、長時間労働者に対する面接指導等及び適切な措置の実施などの長時間労働対策、ストレスチェック制度などのメンタルヘルス対策等に関するセミナーを行います。

○ ライフ・ワーク・バランスの推進

過重労働による心身への負担を軽減するために、企業の長時間労働の削減等の取組を後押しする働き方改革関連事業や、家庭と仕事の両立に積極的に取り組む企業を広く紹介するなどの両立支援事業などを通じて、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組を行います。

○ ハラスメントの防止

職場のパワーハラスメント、セクシャルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントなど、ハラスメント防止に向けたセミナーを開催するとともに、相談を受け付けていきます。

○ 企業経営者等に対する理解促進

職場全体で自殺対策に取り組む必要性等について、企業の経営者や人事担当者等に対して講演会等を通じて、理解促進に向けた働きかけを行っていきます。

各事業者のメンタルヘルス対策に関する意識啓発やストレスチェックの適切な実施を進めるとともに、産業保健総合支援センター事業等を周知するなど、事業者への支援を行います。

各職場のゲートキーパー等が発見したケースについて、職場の人事担当者を通じ事業者が把握し、産業医、保健師等の産業保健スタッフ、人事担当者、精神科医等が連携を図りながら支援する取組を促進させます。

これまでの主な取組

- 働く人の心の健康づくり講座の実施（中小企業振興公社委託事業）
【セルフケア（労働者向け）】 2回（定員）70人（受講）104人
【ラインケア（使用者向け）】 4回（定員）140人（受講）216人
【メンタルヘルス推進リーダー養成講座】 16回（定員）800人（受講）635人
- 職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン（9月～11月）、ポジティブメンタルヘルスシンポジウム（令和3年11月17日～11月30日オンデマンド配信）
- メンタルヘルス等に関するセミナーの実施（メンタルヘルス5回（延べ15時間、参加者317人））
- 企業の取組の支援（働き方改革推進事業、両立支援事業など）
- 労働セミナーの開催（ハラスメント関係9回（延べ31時間）参加者393人）
- 企業の経営者や人事担当者等に対する講演会を開催

見直しの視点

- 都の自殺者数のうち約3分の2を男性が占めているが、そのうち働き盛り世代の男性（30代～50代）が半数を超えているため、特に当該層に向けた取組をさらに強化するべきではないか。
- 職場において、人材派遣の活用、テレワーク、定年延長など多様な働き方が見られるようになってきた中で、従来の人事労務担当者を窓口とした啓発を中心とした取組を見直す必要はないか。
- 現行の職域における自殺対策は、講演会やセミナー等、メンタルヘルスを健全に保つ一次予防対策が中心であるが、うつ病などにより休職・退職を余儀なくされ、そのあと、社会とのつながりが希薄化し孤立を深めることも想定されることから、今後はリワーク支援等の取組に関しても充実することとしてはどうか。

重点施策⑤ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

現行計画

自殺未遂者は再企図を行う可能性が高いことから、救急医療部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて継続的に適切に介入するなど、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を推進します。

○ 自殺未遂者の支援体制の強化

救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療に繋ぐ相談調整窓口を設置し、自殺未遂者の支援体制を強化していきます。

また、自殺未遂者への精神的ケアや支援を効果的に行うため、医療機関や地域保健関係機関等の従事者の研修などにより、人材の育成を行います。

これまでの主な取組

○ 平成26年度から、都は自殺未遂者が再び自殺を企図することを防ぐため、救急医療機関等からの相談に対応するとともに、本人を支援する自殺未遂者対応地域連携支援事業～こころといのちのサポートネット～を実施

*対応件数推移は別添参照

令和4年3月には、本事業に従事する精神保健福祉士等を増員して支援体制を強化するほか、今後、警察や消防、区市町村教育委員会等への本事業の一層の周知を図っていく。

○ 令和3年度は、児童・生徒の様子に変化があった場合や自殺未遂等が発生した際の基本的な対応を記載した資材及び児童・生徒向けに相談を啓発する資材を作成し、配布

○ 自殺未遂者を必要な支援に繋げ、再企図防止を図ることを目的とし、救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対する基本的な対応や、地域の支援機関との連携等について学ぶための研修を毎年度開催

見直しの視点

○ 自殺ハイリスク者である自殺未遂者の自殺防止のため、区市町村における自殺ハイリスク者への継続的な関与・支援を行う仕組みの構築に取り組むべきではないか。その際、都と区市町村の役割分担はどうあるべきか。

自殺未遂者対応地域連携支援事業～こころといのちのサポートネット～ 実績

1 事業目的

救急医療機関等に搬送又は自ら受診した自殺未遂者について、地域の継続した支援に繋げることで自殺の再企図を防ぐことを目的とする。

2 実施主体

東京都（委託先：特定非営利活動法人メンタルケア協議会）

3 実施時間

9時から19時まで（相談受付は17時まで）年中無休

4 事業概要

(1) 救急医療機関から自殺未遂者について情報提供を受け、自殺未遂者の状況やニーズを確認した上で支援機関と調整を行い、地域の必要な支援につなぐ。

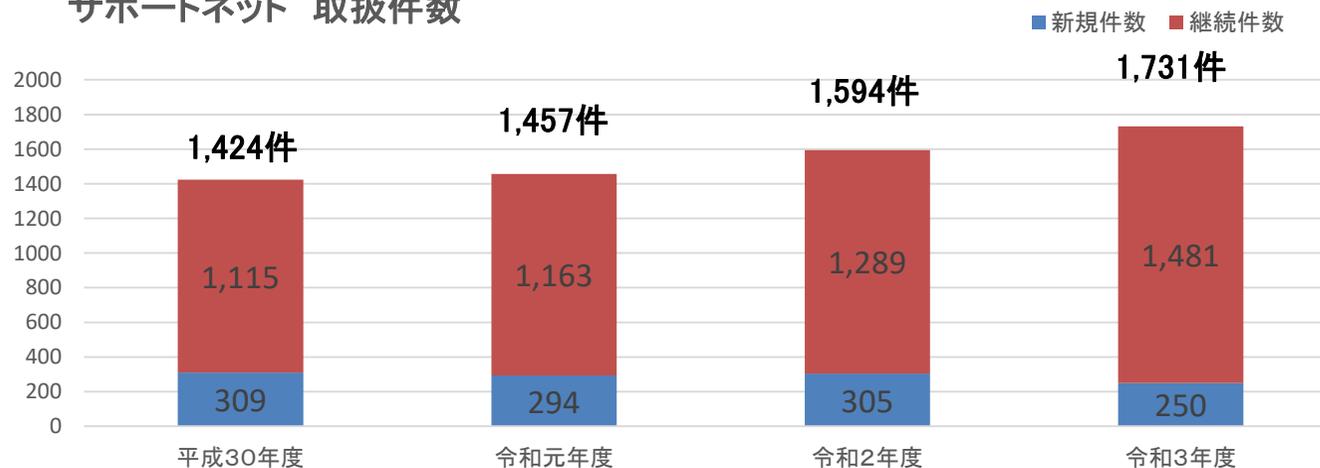
(2) 救急医療機関等への支援

救急医療機関や支援機関等からの自殺未遂者への対応に関する相談に対し、助言・情報提供を行う。

5 事業開始

平成26年7月

サポートネット 取扱件数



重点施策⑥ 遺された人への支援の充実

現行計画

基本法では、自殺の防止を図るとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられています。自殺により遺された人などに対する迅速な支援を行うとともに、都内どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進します。

- 遺族等への必要な情報の提供
遺族等の悲嘆の状況によって、個別又は集団支援を受けられるようにするとともに、必要な時期・ニーズに応じた支援を受けられるように、リーフレットなど、様々な媒体により情報提供を行います。
- 自死遺族の集いへの支援
自死遺族（遺児）の集い（分かち合いの会など）は、遺族等が自死の悲嘆を乗り越え回復の道を歩むために重要な役割を果たすという認識のもと、公的機関や民間団体等が連携し、様々な支援を検討・実施します。

これまでの主な取組

- 遺族等への必要な情報の提供
自死遺族の方が必要な時期にニーズに応じた支援を受けられるよう、相談窓口や遺族の集い等の情報を掲載したリーフレット「大切な人を突然亡くされた方へ」を毎年度作成し配布（18,000部）
- 自死遺族の集いへの支援
遺族の方が安心してつらい気持ちをわかちあえるよう、区市町村や民間団体等が行う取組を東京都地域自殺対策強化交付金により財政支援
令和2年度から、感染症対策など相談環境の整備や相談体制の拡充を補助メニューに追加し、支援体制を強化

見直しの視点

- 行政が行う遺族支援として既存事業の他にどのようなものが考えられるか。

【参考】遺族が抱える悩みとして考えられるもの

- ・不動産賃貸借をめぐる問題
- ・いじめ・体罰による自死
- ・労働問題
- ・鉄道自死をめぐる問題
- ・医療過誤問題
- ・メディア・インターネット
- ・生命保険問題
- ・自死遺族と相続

※出典 自死遺族が直面する法律問題（一般社団法人 全国自死遺族連絡会 自死遺族等の権利保護研究会）